

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 農地開拓課所管の開拓営農指導状況の監査の結果公表

監査公告

監査箇所 執行年月日

大良山地区開拓地	由良地区開拓地	山下郷地区開拓地	山守地区開拓地	奥山本地区開拓地	岩立地区開拓地	日光地区開拓地	笠原地区開拓地	生山地区開拓地	新荻屋地区開拓地
昭和三十六年一月十、十一日									昭和三十六年一月二十五日

鳥取県監査公告第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる農林部、農地開拓課所管の開拓営農指導状況につき、現地監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年三月十六日

鳥取県監査委員

同	同	同	松
同	同	荻	本
同	同	井	利
同	同	上	治
同	同	田	一郎
同	同	俊	治
同	同	善	治
同	同	一	郎
同	同	己	一郎

監査委員

同	同	松
同	同	本
同	同	利
同	同	治
同	同	一郎

同	同	松
同	同	本
同	同	利
同	同	治
同	同	一郎

農地開拓課

戦後国の緊急開拓政策に則り、県下數十ヶ所に地区開拓計画をたてて入植者を入れ地区開拓管農の自立経営指導の推進に努力され、しかもこのうち大山山麓地帯は国営地区として国直轄の建設事業も着々進められてきているので、今回の監査は主としてこの大山地域の開拓地を対象に入植後の営農実態と、地区担当指導員の営農指導状況につき実施した。

その結果該地区は地区管農類型別からみると全国的にも優位におかれていることは喜ばしいが、内容的には一部の有望農家を除き、他の大部分は今なお不安定な状態におかれている。これは開拓事業が終戦後の緊急政策であつただけに施策上にも種々問題があつたこと。地区開拓計画がたてられてから実際には三年乃至五年を経てから入植していたため諸条件が計画と實際面にズレがあつたこと。またその間開拓資金が生活費に費消されたこと。風水被害又は火災等災害に見舞はれたこと。適切な

管農指導体制の確立が遅れたこと等種々悪条件が重つたのによるものであつて、これがため相当数の脱落者も出ず経過を辿つて今日にきたのである。一面この間管農指導員の活動も困難を極めたのであるが、近時漸く混乱の域を脱し、類型別に営農構造の改善に重点が振り向けられるに至つたのであるが、その努力の割合に現地側の受け入体制が整わず特に、(一)労働生産性を高めるための協業化促進 (二)土地利用の高度化するための機械管農と、土地整備促進 (三)生産物の共販体制による流通部門の強化 (四)財政投融资政策の強化等開拓者の高度成長政策の積極的推進に今一段の努力がなされなければ折角の既往の努力にもかかわらず、開拓農家の経済的安定と、本県産業開発の一翼を担はしめるには極めて望みが薄いと認められる。県はこの際現地の問題点を再検討し、入植管農対策の積極推進を国に対し強く要請するとともに、県においても単独助長策につき考究実施されんことを要望する。

なお、細部事項については概ね次のとおりである。

一 管農指導員等の状況

1 現在管農指導員は八名(内二名獣医)のほか保健婦三名で昨年五月農地開拓課中、西部分室廃止とともに、このうち指導員六名は地区管轄農業改良普及所に、獣医二名は所子家畜保健衛生所に、保健婦三

名は現地にそれぞれ駐在の形をとり、担当地区の管農指導と人、畜医療保護及び生活改善指導に当たつている。

2 指導員の現地活動状況は

個別	区分	担当		巡回日数		旅費	
		組合数	入植戸数	三四年度	三五年度	三四年度	三五年度
石水指導員		七	六八	一五	一六	三、三三九	六、三九三
木矢		六	九	一六	一六	三、三三三	一、六九九
安岡		九	一五	三三	一三	三、四三三	三、三三三
泉		八	一三	二〇	二四	一、四四三	四、八八六
細谷		五	一〇	一四	一五	一、五三三	三、四七三
梶原		六	五	一六	一六	一、七四三	一、五六一
坂口獣医師		一	三	一〇	四	一、七四三	一、五六一
太田		一	三	一七	一三	〇、八〇	一、二九二
新名保健婦		三	一〇	三	一三	〇、八〇	一、二九二
小笹		六	一〇	一六	一三	一、二九二	一、二九二
木村		一〇	一四	一五	一五	一、二九二	一、二九二

というような事象の発生防止について施策する要が認められる。また、彼等のよい配偶者を得ることにについても考慮すべき問題がある。

6 地域内の開拓農業協同組合は一部の共同事務所を除く外は組合専従職員もおかず、単独事務所も設置されていない。なるべく組合共同事務所の形をとる、専任職員を常置し組合業務を遂行でき得るよう指導と、設置助成について考慮の要がある。

7 開拓者資金融通法による政府資金の計画償還と、償還条件緩和による措置によつて旧債権処理が進められてきているが、その他制度金融による借入金等の元利償還のため心ならずも生産仔牛を手放さざるを得ないような実状も見受けられるので、導入資金の枠の拡大、据置期間の延長、利子補給等の措置につき、適切な施策の要がある。

8 国営地区(大山)の建設事業は国直轄事業によつて推進され、その進捗率は全体計画に対し五〇%程度であるが、中でもかん水施設整備は現地の立地条

件から早期完成が急務と認められるので、国に対し全体計画の早期完遂につき、強く要請すべきである。また、生産物の搬出主要道路は一応完成しているが、この既設道路、橋梁の維持補修の考慮が必要である。なお、町村に未移管となつている道路の整備については特に留意されたい。

9 開拓地に対する組合事務、事業、農家の営農及び施設、並びに開拓地諸施設整備等についての指導、援助は今もつともその必要性が感ぜられる時であるのに、県のもつとに対する体制は必ずしも万全ではない。国に対して振興五ヶ年計画の継続を強く要請するとともに、一面、県の出先関係諸機関、市町及び民間団体機関等の積極的援助を求めべく、これらを網羅した総合的、かつ、計画的指導援助対策を樹立すべきであり、要すればこれに関連した委託費、又は補助費についても考慮すべきである。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月極一三〇円(配達料共)]